令和８年１０月２１日

汚水中継槽清掃役務

役務件名	汚水中継槽清掃役務	仕様書番号	７０
種　　別	表　　紙	図面番号	１／３
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科	縮　　尺	―

仕　様　書

1　役務件名
　汚水中継槽清掃役務

2　役務場所
　栃木県宇都宮市茂原１－５－４５　陸上自衛隊宇都宮駐屯地

3　役務概要
(1)　汚水中継槽の清掃及び槽内汚泥汲取り処分　１式
(2)　汚水配管の高圧洗浄　１式

4　一般事項
(1)　本役務は本仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則に基づくものとする。
　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」
(2)　本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
(3)　現場の収まり等により、軽微な変更の必要性が生じた場合は、監督官と調整しその指示に従うものとする。ただし、請負金額、納期等の変更は行わないものとする。
(4)　役務実施に関して、隊員及び部外者に傷害等を与えた場合、または施設等に汚損を与えた場合は、受注者の責任において復旧及び保障するものとする。
(5)　使用材料は仮設材を除きすべて新品とし、官側の検査を受け合格したものを使用するものとする。
(6)　請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災にに努めること。
(7)　作業現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
(8)　役務写真は、各作業の作業前・作業中・作業後、使用材料及び施工後隠蔽になる箇所、その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上１部提出するものとする。
(9)　官側の電気及び水は原則として使用しないものとし、やむを得ず使用する場合は有料とし、事前に諸手続きを行うこと。
(10)　撤去品が発生した場合、金属類発生材は、関係書類提出後監督官が指示する場所に搬入するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。また、処理の結果は書面（産業廃棄物管理票等）にて提出するものとする。
(11)　役務完了後は、作業現場の後片付け及び清掃を行うものとする。

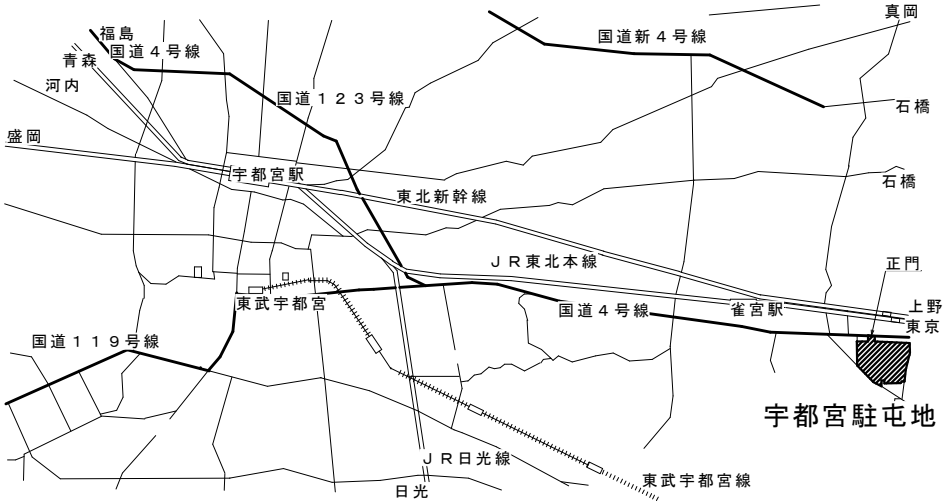
5　特記事項
(1)　本役務で清掃を行う汚水中継槽の諸元については、表１のとおりとする。

（表１）

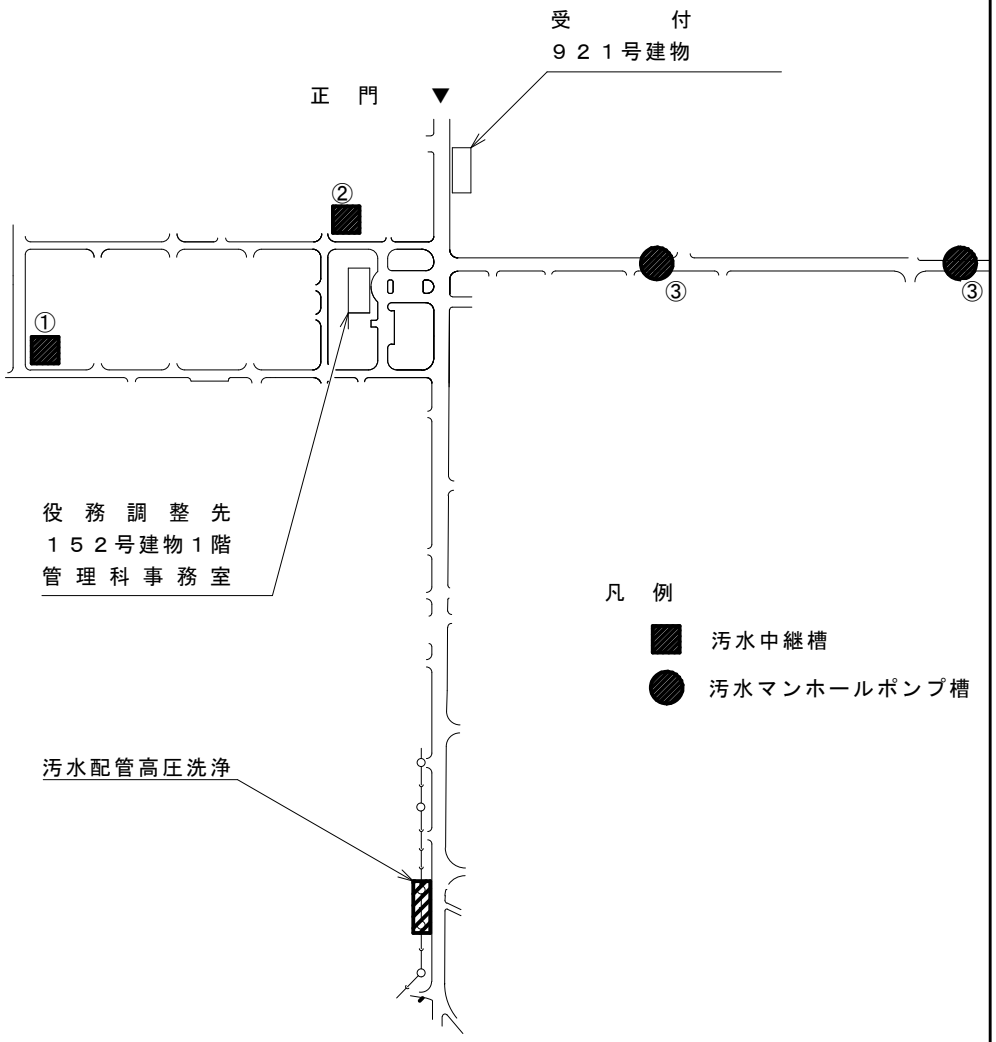
番号	種　別	構　造	寸法（幅×長さ×汲取り深さ）（槽の深さ）	数量
①	汚水中継槽	ＲＣ	1.5m×1.55m×1.0m(4.0m)	1
②			2.4m×3.4m×1.4m(5.0m)	1
③	汚水マンホール ポ　ン　プ　槽	ＲＣ	φ0.9m×0.75m×（4.0m）	2

(2)　本役務の請負者は、作業内容に必要な知識を有する者とする。
(3)　清掃作業内容については、次のとおりとする。また、作業中は汚泥等の飛散による周辺施設への汚損には十分注意するものとする。
　ア　槽内汚泥等の汲取り。
　イ　配管及び壁面の高圧洗浄及び洗浄水の汲取り。
(4)　高圧洗浄する汚水配管の管径等は次のとおりとする。
　汚水配管　ＶＰ１５０　２０ｍ　１個所
(5)　仕様書に記載なき事項であっても技術上当然すべき事項については行うこと。
(6)　異状箇所等を発見した場合においては、早急に官側に報告するとともに、補修方法及び見積書を官側に提出するものとする。
(7)　本役務の実施時期等については、監督職員と調整するものとする。

役務件名	汚水中継槽清掃役務	図面番号	２／３
種　別	仕　様　書　・　特　記　事　項	縮　尺	－
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		



案内図　Ｓ＝１：Ｎｏｎ



配置図　Ｓ＝１：３，０００

役務件名	汚水中継槽清掃役務	図面番号	３／３
種　別	案　内　図　・　配　置　図	縮　尺	図　示
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		